

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立武道館の管理運営状況を評価した。

1 対象施設

鳥取県立武道館

2 指定管理者

公益財団法人鳥取県体育協会（鳥取市東町1丁目220番地）

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月29日

(2) 開催場所 鳥取県倉吉市内会議室

(3) 評価委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校 教授
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員
田口 勝儀	鳥取県柔道連盟理事

（4）評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理等	<ul style="list-style-type: none">施設設備の保守管理・修繕施設の保安警備、清掃等事故の防止策、緊急時の対応
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none">開館時間、休館日、利用料金等利用者へのサービス提供・向上策、施設の利用促進個人情報保護、情報公開利用者意見の把握・対応
収支の状況	<ul style="list-style-type: none">利用料金の徴収、減免の状況管理運営にかかる収支状況
管理運営の状況	<ul style="list-style-type: none">職員の配置会計事務の状況法令等の遵守

【評価指標】

- 2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。

○：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。

△1：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。

△2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立武道館の管理運営状況の評価は「1」と決定した。

審査項目	評価点数（各委員の平均）
施設設備の維持管理等	1
利用者サービス	0.5
収支の状況	0.25
管理運営の状況	0.25
総括	0.5

(注) 総括の評価は0.5となり、委員協議の結果、5段階のうち「1」と決定

イ 運営評価委員からの主な意見

(施設設備の維持管理等)

- ・清掃状況は館内外行き届いていて、清潔で使いやすい。
- ・駐車場出入り口に停止線を設置するなど、安全対策に取り組んでいる。
- ・利用者が安全に施設内で活動できるよう事故等の発生を未然に防ぐ努力をし、危険のない状況を確保している。
- ・ごみの持ち帰り運動等利用者のマナーの向上を促進している。
- ・会議室利用者が倒れた際にAEDの準備と救急車を呼ぶなど、実際の現場でも迅速な対応ができたことは日常の安全対策がきちんと出来ていたと評価することができる。

(利用者サービス)

- ・施設の利用者数の向上のための努力が伺える。
- ・各競技団体等と連携して、各種大会やイベントの開催等に取り組んでいるほか、子どもたちがトップアスリートに触れることにより夢や感動を与えられる機会を提供している。
- ・武道合同体験会の実施、各意見交換会の実施など、武道の普及と施設の利用促進に積極的に取り組んでいる。
- ・各競技の用具、器具を新規格に合わせ迅速に取り入れている。
- ・意見箱の常設、利用者アンケートの実施により意見を把握し、対応可能なものは即時対応している。
- ・年中、年長児からスタートできるようなプログラムや体験会を開催するなど普及に対して力を入れている。

(収支の状況)

- ・老人、障がい者等に係る減免措置について、適切に処理されている。

(管理運営の状況)

- ・週間の勤務ローテーションを組み適切に職員の配置を行っている。
- ・P D C Aサイクルにより自己評価を行い、外部の方で組織する施設運営委員会を独自に設置し、管理運営に係る評価と意見を求めている。